

第２章

計画の基本的事項

 第２章　計画の基本的事項

１　計画策定・改定の趣旨等

（１）計画策定・改定の趣旨

本県では、2006（平成18）年３月に「福岡県地球温暖化対策推進計画」を策定しました。その後の国内外の動きを踏まえ、2017（平成29）年３月に「福岡県地球温暖化対策実行計画（以下「実行計画」という。）」を策定し、また、2019（令和元）年８月には、実行計画を気候変動適応法に基づく地域気候変動適応計画に位置づけ、地球温暖化対策に係る施策を実行してきました。

地球温暖化は、気温や海水温の上昇、異常気象、生態系などの自然環境に変動をもたらし、その変動は、社会や経済にも大きな影響を及ぼしています。近年、世界各地で異常気象による災害が発生し、本県においても2017（平成29）年以降毎年のように大雨による災害に見舞われるなど、その影響はますます深刻化しています。

実行計画は、社会情勢等の変化に対応するため、概ね５年ごとに見直しを行うこととしており、2022（令和４）年３月で策定後５年を迎えることから、国内外の動向、本県の温室効果ガス排出量の将来予測やエネルギー需給の見通しを踏まえ、実行計画を改定するものです。

（２）計画の位置付け

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第３項に基づく「地方公共団体実行計画（区域施策編）」、気候変動適応法第12条に基づく「地域気候変動適応計画」として策定するものです。

また、誰もが安心して、たくさんの笑顔で暮らせる福岡県を目指した福岡県総合計画＊の分野別計画である福岡県環境総合ビジョン＊では、地球温暖化の緩和・適応のための総合的な対策を推進することとされています。

本計画は、地球温暖化対策に関する事項を具体化した計画であり、福岡県環境総合ビジョンの部門計画として位置付けられます。

（３）計画の役割

本計画は、本県の自然的・社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出抑制や気候変動による影響の防止・軽減等のための対策・施策を総合的に、かつ、計画的に推進するための施策大綱であり、県民、事業者、行政といった全ての主体が地球温暖化に関して行動する際の指針となるものです。

分野別計画

福　岡　県　総　合　計　画

＜関連計画＞

●福岡県農林水産振興基本計画＊

●福岡県都市計画基本方針＊

●福岡県交通ビジョン＊

　　　　　　　　　　など

福岡県環境総合ビジョン

連携

**福岡県地球温暖化対策実行計画**

**（区域施策編）**

＜関連計画＞

●福岡県生物多様性戦略

●福岡県廃棄物処理計画＊

　　　　　　　　　　など

連携

【根拠法令】

地球温暖化対策の

推進に関する法律

温室効果ガスの排出削減と

吸収源対策（緩和策）

気候変動適応法

気候変動の影響への適応

（適応策）

福岡県環境保全実行計画※

（事務事業編）

※地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第１項に基づき、県の事務及び事業に関し、温室効果ガスの削減に率先して取り組むための計画。

図2-1　計画の位置付け

２　対象とする温室効果ガス

対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策の推進に関する法律に定める７種類の温室効果ガスである、二酸化炭素（CO2）、メタン（CH4）、一酸化二窒素（N20）、ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）、パーフルオロカーボン類（PFCs）、六ふっ化硫黄（SF6）、三ふっ化窒素（NF3）とします。

表2-1　温室効果ガスの種類と地球温暖化係数※



＊

※地球温暖化係数：温室効果ガスそれぞれの温室効果の程度を示す値で、二酸化炭素を1として想定的に表した指標。地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第4条で温室効果ガスごとに規定されている。

３　計画の期間

本計画の対象期間は、2017 （平成29）年度から2030（令和12）年度までとします。なお、社会情勢等の変化に対応するため、概ね５年ごとに本計画の見直しを行います。

表2-2　県上位計画の計画期間

|  |  |
| --- | --- |
| 計画名 | 計画期間 |
| 福岡県総合計画 | 2022（令和４）年度～2026（令和８）年度 |
| 福岡県環境総合ビジョン | 2022（令和４）年度～2026（令和８）年度 |

４　基準年度、削減目標の年度

本計画の基準年度は、国の地球温暖化対策計画に合わせて2013（平成25）年度とします。また、削減目標の年度は、2030（令和12）年度（中期目標）、2050（令和32）年度（長期目標）とします。



【出典：環境省ホームページ】